

# 設 計 業 務

総合体育施設サブアリーナ特定天井等改修工事

設備機器改修設計業務委託

仕様書

交 野 市

## 1. 業務概要

### 1-1 委託概要

令和8年度に実施予定の総合体育施設サブアリーナ特定天井等改修工事において、天井改修の際に、既設天井に設置されている設備機器の取外し／再取付け等を行う必要がある。本業務は、既設構造体や改修後の天井下地への同設備機器の取付け方法の検討並びに、最新の耐震基準に適合する設備機器の支持方法の検討、図面化、積算等を行うものである。

また、同工事において併せて実施する予定である内壁改修において、既設壁面に設置されている設備機器の取外し・再取付け等を行う必要があり、当該工事の図面化、積算も本業務に含む。

### 1-2 計画概要

- (1) 業務名 総合体育施設サブアリーナ特定天井等改修工事 設備機器改修設計業務委託
- (2) 履行場所 交野市向井田2丁目5-1 総合体育施設
- (3) 計画概要 総合体育施設のサブアリーナの下記設計業務委託  
(天井面の機器類)
  - ・天井面の一般照明、非常照明、非常スピーカ、空調ノズル、ダクトの取外し／再取付け。
  - ※機器の固定方法の検討並びに耐震基準等の既存不適格是正を含む。(壁面の機器類)
  - ・天井付近壁面の感知器の取外し／再取付け。
  - ・床付近壁面のコンセント、監視カメラ、誘導灯、音響用BOX、排煙押釦、消火栓BOX、警備センサの取外し／再取付け。
- (4) 建物概要 竣工：平成9年  
建築面積合計：10,659.593 m<sup>2</sup>  
延床面積合計：14,055.596 m<sup>2</sup>  
構造：RC造一部鉄骨造・SRC造  
用途：スポーツ施設  
用途地域：市街化調整区域 法22条内
- (5) 貸与物等 竣工図（建築・電気設備・機械設備）PDFデータ一式  
既存図面一式及びCADデータ（配置図、各階平面図、屋根伏図、立面図4面等）  
改修工事時のCADデータ及び完成図書関係

## 2. 一般共通事項

### 2-1 適用範囲

この仕様書は、総合体育施設サブアリーナ特定天井等改修工事 設備機器改修設計業務委託に適用する。

また、この仕様書に規定のない事項については、「委託業務契約書」及び「公共建築設計業務委託共通仕様書」に定めがあるものの他、委託者と協議の上決定するものとする。

### 2-2 業務の実施条件

- (1) 本業務は、令和六年国土交通省告示第八号に掲げるものとする。
- (2) 本業務で配置する管理技術者については次のいずれかに該当する者とする。
  - ① 建築設備士資格取得後 10 年以上の電気設備設計実務経験を有する者
  - ② 1 級電気工事施工管理技士資格取得後 10 年以上の電気設備設計実務経験を有する者
- (3) 本業務は、本仕様書に係る設計業務の他、委託者が事前に実施した調査に基づき、施設の運営に支障が生じる可能性のある箇所についても現地確認を行い、対策が必要な場合はその設計業務も実施するものとする。
- (4) 本業務の実施に当たっては、委託者と十分な連絡を保ち、基本方針については、委託者の指示及び承諾を受けるものとする。
- (5) 本業務の実施に当たっては、関係法令及び適用基準等を遵守するものとする。
- (6) 設計図書の作成に当たっては、建築設備工事設計図書作成基準（最新版、国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課監修）及び公共建築工事積算基準（最新版、国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課監修）によるものとする。
- (7) 設計業務で協力事務所を使用する場合は、委託者と協議し、承諾を受けるものとする。
- (8) 設計図書の作成業務には、現地調査を含むものとする。
- (10) 本業務に関し疑義が生じた場合には、速やかに委託者と協議するものとする。
- (11) 本業務完了後であっても、工事終了までの間、設計意図の伝達に関する質疑応答、説明、助言等を求められた場合は適切に行うものとし、必要に応じて委託者等と打合せを行うものとする。
- (12) 本業務において、官公署その他への申請・手続等が必要となる場合、受託者により行う。

### 2-3 追加業務

- (1) 積算業務を実施する場合は、公共建築工事積算基準（最新版、国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課監修）によるものとする。
- (2) 追加業務は次に掲げる業務とする。
  - ア. 積算業務
    - ・ 積算算出書（積算数量調書を含む）の作成
    - ・ 複合単価等資料（代価表・別紙明細を含む）の作成
    - ・ 見積りの徴収、見積検討資料及び見積一覧表の作成

## 2-4 工程表等の提出

受託者は次の各号の書類を遅滞なく提出し、承認された事項を変更しようとする場合は、その都度委託者の承認を受けるものとする。

### (1) 業務着手時

- ア. 着手届及び業務計画書
- イ. 管理・担当技術者等届出（資格の写し、履歴書添付）
- ウ. その他必要な書類

### (2) 業務中

- ア. 協議(提案)資料の作成（打合せ資料及び適宜必要となるもの）
- イ. 打合せ議事録等
- ウ. 進捗状況報告書（月末毎）
- エ. その他必要な書類

### (3) 業務完了時

- ア. 業務完了届
- イ. 業務完了検査願
- ウ. 引渡書
- エ. 請求書及びその内訳書
- オ. その他必要な書類

## 2-5 協議等

- (1) 各業務に先立ち現地調査を行い、現況を十分に把握するものとする。
- (2) 設計作業の実施に当たって部外折衝を要する場合は、速やかに委託者に文章で報告し、その指示に従い処理するものとする。

## 2-6 打合せ記録簿

委託者と協議等を行った場合は、速やかに記録簿を作成し、その都度文章で報告するものとする。また、業務完了時においては全てまとめて製本し1部提出するものとする。

## 2-7 審査

- (1) 設計業務が完了した場合は、業務完了届を提出すると共に、成果品を提出し、委託者の審査を受けるものとする。
- (2) 業務完了期限前であっても、委託者があらかじめ成果品の提出期限を指定した場合には、指定する期限までにその時点における成果品を提出し、審査を受けるものとする。

## 2-8 軽微な変更

設計条件・設計図書に関しての軽微な変更については、受託者は委託者の指示により作業を進めるものとする。この場合、設計業務委託契約書の規定に関わらず「契約金額」及び「履行期限」の変更はないものとする。

## 2-9 適用基準

施設の設計及び建設に当たっては、建築基準法による他、次の諸基準を準拠するものとする。  
特記なき限り、最新版、国土交通大臣官房官庁営繕部整備課監修によるものとする。

- ア. 建築設備耐震設計・施工指針
- イ. 建築設備設計基準
- ウ. 公共建築工事標準仕様書 電気設備工事編
- エ. 公共建築工事標準仕様書 機械設備工事編
- オ. 公共建築改修工事標準仕様書 電気設備工事編
- カ. 公共建築改修工事標準仕様書 機械設備工事編
- キ. 公共建築設備工事標準図 電気設備工事編
- ク. 公共建築設備工事標準図 機械設備工事編

## 2-10 使用言語等

本業務に使用する言語は日本語、数字は算用数字、単位はメートル法、通貨は日本円とする。

## 2-11 特許について

特許に関わる材料・工法等を採用しようとする場合は、委託者と打合せを行い、指示を受けるものとする。

## 2-12 特殊な工法等

適用基準により難しい特殊な工法、材料、製品等を採用しようとする場合には、あらかじめ委託者と協議を行い、承諾を受けるものとする。

### 3. 業務仕様

#### 3-1 協議

- (1) 次の時期に委託者と打合せを行うものとする。その場合、必要に応じてスケッチ・資料等を作成するものとする。
  - ア. 契約直後
  - イ. 現地調査後の実施設計に関する基本方針策定前
  - ウ. 設計図書作成着手前
  - エ. 設計図書作成期間中
  - オ. その他打合せを必要とするとき
- (2) 設備機器の選定は、委託者と十分に協議を行い、承諾を受けるものとする。
- (3) 委託業務履行期間中は、原則、毎週打合せ会議(対面又は web)を実施するものとする。ただし、両者が不要と認める場合については、この限りではない。
- (4) 設計の進捗に伴い、計画に変更が生じた場合には、委託者と協議を行い、承諾を受けるものとする。
- (5) その他業務上、当然必要と認められる図面・書類・計算書等は、委託者の指示により作成するものとする。

#### 3-2 成果品

設計図書作成業務に関する成果品の概要を示したものであり、業務の実施に当たっては委託者と打合せの上決定するものとする。

- (1) 電気設備設計図書（改修前後）
  - ア. 現地調査書
  - イ. 特記仕様書
  - ウ. 天井伏図
  - エ. 機器表
  - オ. 天井支持金具等平面図
  - カ. 天井支持金具等断面図
  - キ. 壁面機器類平面図
  - ク. 壁面機器立面図
  - ケ. 各種技術資料
- (2) 機械設備設計図書（改修前後）
  - ア. 現地調査書
  - イ. 特記仕様書
  - ウ. 天井伏図
  - エ. 機器表
  - オ. 天井支持金具等平面図
  - カ. 天井支持金具等断面図
  - キ. 壁面機器類平面図

ク．壁面機器立面図

ケ．各種技術資料

(3) 積算書（追加業務）

- ・積算数量算出書
- ・積算数量調書
- ・見積・単価比較資料
- ・工事費積算書（代価表・複合単価表含む）

(4) 概略工事工程表

(5) 打合せ記録簿

(6) その他業務上当然必要と認められる図面・書類等

※施設運営を行いながらの工事となる為、委託者と十分な協議を実施した上で施設運営に十分に配慮した改修計画とし、概略工事工程表に反映させること

※現地調査を実施し、現況と貸与図面に相違がある場合は、現況のとおり修正し改修前の図面を作成すること

### 3-3 提出

履行期限までに、委託者が適当と認めた品質の「3-4 成果品」一式を下記(1)及び(2)の方法にて提出するものとする。

- (1) CD-R に格納した電子データ（図面関係：JWW 形式、積算書関係：Excel 形式、左記含む一切：PDF 形式）。
- (2) 紙媒体（A4 パイプファイル綴）

### 4. 補 則

この仕様書に定めのない事項については、必要に応じて双方の協議により運用を定めるものとする。